

◎議案第17号 「指定重要文化財の指定について」の説明資料

《資料目次》

1. 指定重要文化財等の指定について（答申） 2頁  
令和4年2月8日付 文化財専門審議会からの答申書の写
  
2. 令和3年度新指定重要文化財指定理由書 3～10頁



令和4年(2022年)2月8日

横須賀市教育委員会  
教育長 新倉 聡 様

文化財専門審議会  
委員長 平田 大



指定重要文化財等の指定について(答申)

下記の文化財2件について、指定重要文化財として指定すべき文化財であることを別紙指定理由書を添えて答申いたします。

記

1 指定重要文化財として指定すべき文化財

(1) けんぽんちやくしよく 絹本著色 てんじんぞう 天神像

種 別	有形文化財(絵画)
数 量	1幅
所在地	横須賀市久里浜5丁目1580番(地番)
所有者	住 所 久里浜5丁目19-3 氏名等 天神社

(2) たではらひがしいせきしゆつど 蓼原東遺跡出土の ぎょうろうくおよ 漁撈具及び かんれんしりょう 関連資料

種 別	有形文化財(考古資料)
数 量	一括
所在地	横須賀市深田台95番(地番)
所有者	住 所 横須賀市小川町11番地 氏名等 横須賀市





## 「絹本著色 天神像」

### 指定理由書

1. 種 別 有形文化財（絵画）
2. 名 称 絹本著色天神像
3. 年 代 江戸時代
4. 所 有 者 天神社
5. 所 在 地 横須賀市久里浜 5-19-1
6. 数 量 一幅
7. 指 定 理 由

菅原道真が神格化された天神は、はじめ怨霊神として畏怖され、やがて豊かな利益をもたらす万能神、更にまた学問、文芸の神へと変容し、今なお信仰をあつめている。関東においては、平安時代末に鎌倉荏柄天神社が創建され、天神信仰が広く展開した。

天神社の画像は通例の束帯像である。上畳に坐し、背景には白梅と松が配される。画面の現状は、画絹の傷みが目立つほか、彩色の薄れ、剥落も一部みとめられるが、後補の筆がほとんど入っていないため、当初の画風が容易に見てとれる。また、像のおさまりが少々窮屈なところから、過去の修理時に周囲が切り詰められたものと推測される。

画面上部に赤色地の色紙形、また天神像に添えるように水色地の短冊形を設けて賛語が書かれる。色紙形は「月耀如晴□」に始まる五言の漢詩、短冊形は「東風吹かは」に始まる和歌であるが、地塗りの剥落、墨の薄れによって読み取りにくい。しかし、共に菅原道真のよく知られた詠で、補って記せば次の通りである。

（詩）月耀如晴雪／梅花似照星／可憐金鏡轉／庭上玉房馨

（歌）東風吹かは匂いをこせよ梅の花／主なしとて春をわするな

本画像で特筆されるのは像容を綿密に描写していることで、面貌の輪郭、目鼻などに引かれた筆線は謹直で緩みがない。口髭や眉は細筆を引き重ねて繊細に表現している。伝統的な画法にしたがって、淡墨線で彫り抜いた強装束の描写にも破綻はない。

背景に目を転ずれば、重厚に立ち上げた梅と松の樹幹が画面に力を与えているほか、梅花の描写がまた魅力を放っている。満開の花、ふっくらした蕾、それぞれの風情が愛らしく、画面に華やぎを加えている。白色を厚塗りした花卉部分から海老茶色の萼部分への色彩的転調、照応も美しい。

天神画像は中世から近世に向かって画趣が次第に明朗になっていく。いいかえれば宗教画から鑑賞画へと移行するのである。そのような観点から本画像を評するなら、明らかに古様の謹厳な天神画像とは資質を異にして、大らかな気分が感じられる。濃密な彩色などには桃山絵画風の感覚もみとめられるが、江戸時代初期の制作とするのが妥当であろう。伝来については未詳。社蔵史料等にも記載はない。

県内に残る主な天神画像としては、鎌倉荏柄天神社に蔵される四幅、逗子神武寺に蔵される一幅がよく知られている。それぞれ室町時代の制作にかかる重要な作例であるが、天神社の画像は、時代がやや降るとはいえ、それらに続く秀作として評価される。



## 「蓼原東遺跡出土の漁撈具及び関連資料」

### 指定理由書

1. 種 別 有形文化財（考古資料）
2. 名 称 蓼原東遺跡出土の漁撈具及び関連資料
3. 年 代 14世紀中頃～16世紀初頭（室町時代）
4. 所 有 者 横須賀市
5. 所 蔵 者 横須賀市自然・人文博物館（横須賀市深田台 95）
6. 数 量 一括（個別の数量は別記）
7. 指定理由

蓼原東遺跡は神明町 1 - 15 に所在する古久里浜湾に形成された砂堆上に位置する中世の遺跡で、本遺跡を最も特徴づけるものは、出土した各種の漁撈具である。

その内容は、大型回遊魚を対象とした大型釣針や組み合わせ式擬餌針（ツノ釣針）、また小型魚を対象とする中・小型釣針、沿岸から磯周りの中・小型魚を求めた底引き網や（磯）建網の存在を示す大小様々な管状土錘、そして刺突漁のための銚またはヤスである。また多量の舟釘も出土している。さらに、これらの漁撈具の製作とメンテナンスに関わると考えられる刀子、鉄鍋、砥石、鞆の羽口などがあり、その作業痕跡を示す鉄滓も出土している。伴出した陶磁器などからその中心は 14 世紀中頃～16 世紀初頭と考えられる。

すなわち、銚やヤスを使った刺突漁、釣漁、そして網漁といった多様な漁法に対応するそれぞれの漁具や、舟は出土していないが多量の舟釘と考えられる鉄釘が出土していることに加えて、こうした漁具などの小規模な製作と修理加工などに関わる遺物群を伴っていることが重要で、中世の漁業集落の実態をよく示していると考えられる。

また、これらの漁具は、近世以降の伝世資料との比較研究のためにも不可欠ともいえる重要資料である。例えば、ツノ釣針を含む各種の釣針は、近世・近代の漁具とほとんど変わらない姿を見せている。

このように、蓼原東遺跡出土漁撈具は、中世の多様な魚介類を対象とした各種漁法の存在を明瞭に示すもので、全国的にも類例の少ないものである。蓼原東遺跡出土の漁撈具は、弥生時代以来の伝統を受け継ぎながらも近世の漁法や漁撈具につながりを見出せる極めて重要な遺物である。

縄文期、弥生期からどのように漁撈活動が変化したのか、またその後の近世以降の專業漁業活動とどのようにつながるのかを考える上でも、中世における專業的な漁業集落の実態を示す蓼原東遺跡とその出土漁撈具は、不可欠であり、考古資料のみならず歴史資料としても高い評価を与えるべきものと言える。

以上の理由により、市指定重要文化財に相応しいものであるといえる。



(別記)

蓼原東遺跡出土の漁撈具及び関連資料一括の内容

漁具

鉄製銚先またはヤス先 4、鉄製釣針 15、鉤状鉄製品 1、組合せ式釣針 (柄) 5、管状土錘 109、軽石浮子 1、(鉄鏝 1)

製作・修理等の関連遺物

鉄製刀子 5、刀子金具 2、鉄製握鋏 2、鉄製楔 4、鞆羽口 2、鉄製両頭釘 1、鉄製釘 46、棒状鉄製品 2、鉄鍋片 5、鉛塊 1、砥石 10

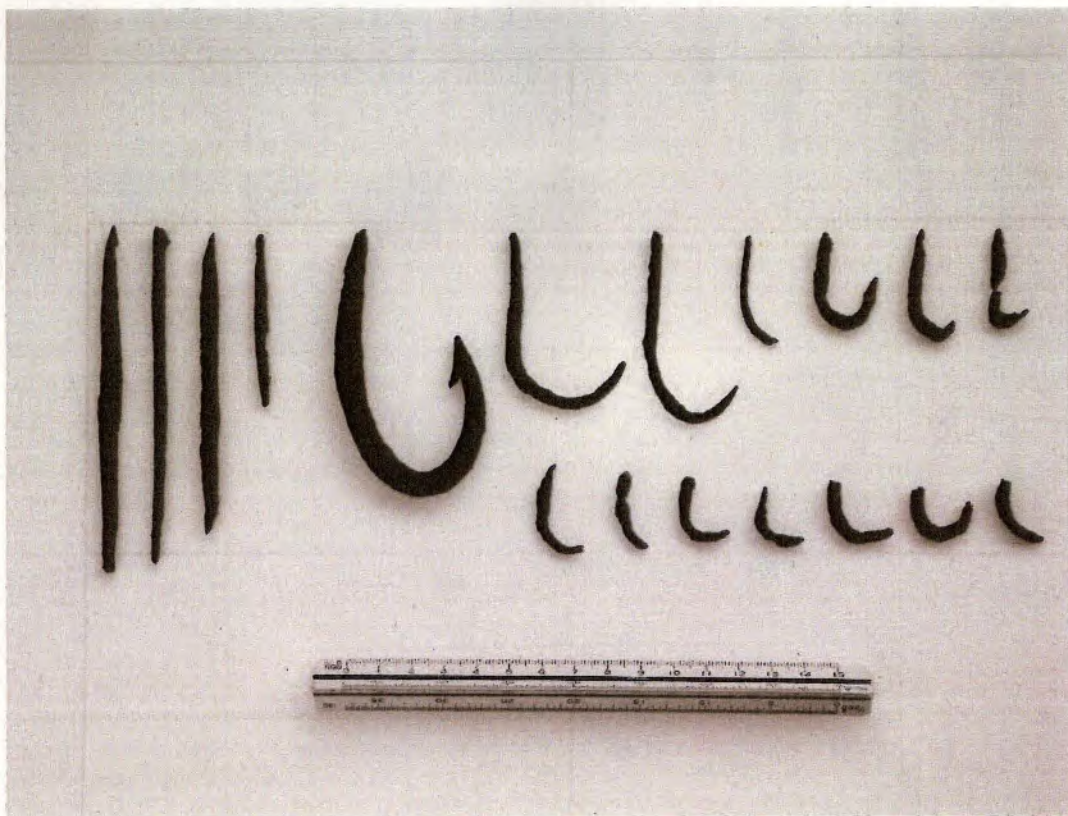
指定重要文化財写真

絹本著色 天神像

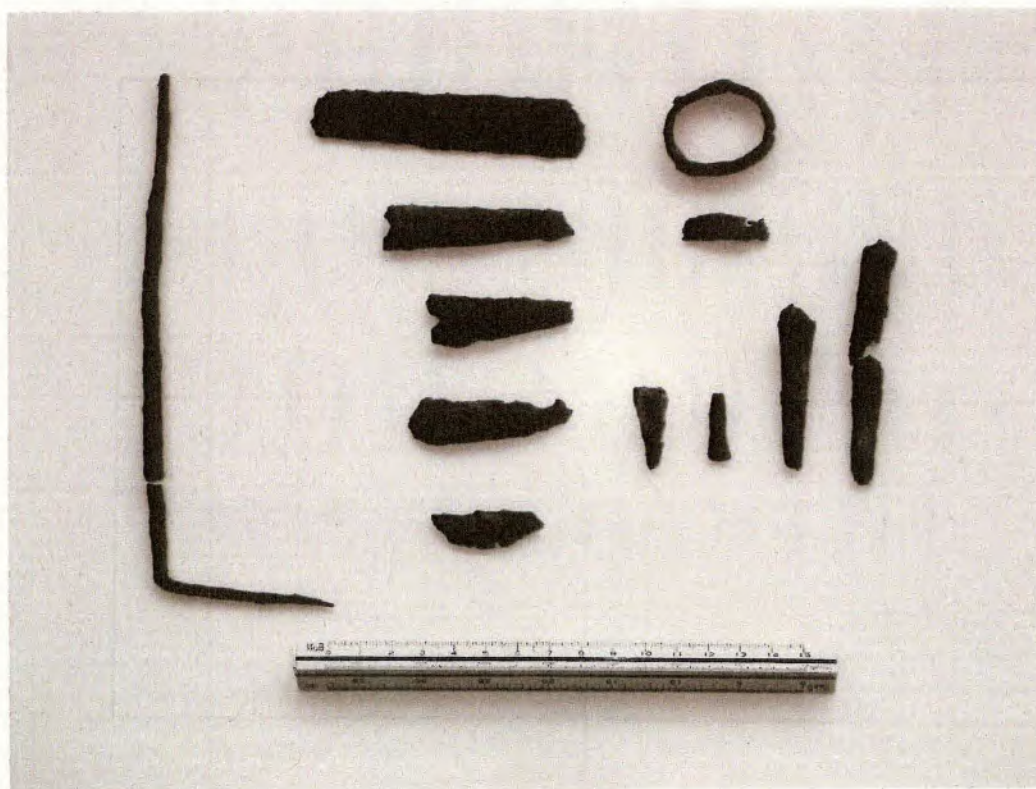




蓼原東遺跡出土の漁撈具及び関連資料



左から、銚先またはヤス先 4、釣針 14



左から、鉤状鉄製品 1、刀子 5、刀子金具 2、楔 4





左上より、鋏、鉄鏃、両頭釘、鉄鍋、左下より、棒状鉄製品、羽口



鉄釘





ツノ釣針 5



管状土錘 (大・中)





管状土錘（中紡錘・中・小）



砥石